

税務課からのお知らせ

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町道民税の申告受付は、次のとおりとなっています。

1. 所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

- 期 日 平成27年2月2日(月) から
- 場 所 日高町役場税務課・日高総合支所地域住民課
- 還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除、医療費控除等の対象となり、源泉徴収された所得税等の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者等で所得税等の還付を受ける方

2. 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談・町道民税の申告受付について

- 期 間 平成27年2月16日(月) から平成27年3月16日(月) まで
- 申告相談日程・会場

	場 所	期 間	受付時間
①	富川公会堂 (富川地区)	2月16日(月)から2月27日(金)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
②	役場 厚賀出張所 (厚賀地区)	3月3日(火)から3月5日(木)まで	午前9時から 午後4時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月16日(月)から3月16日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後4時まで
④	日高総合支所 相談室 (日高地区)	2月16日(月)から3月16日(月)まで (土曜・日曜を除く)	午前9時から 午後5時まで

※ご注意ください

2月16日(月)から3月5日(木)までの期間は、各申告会場に職員が出向いており、必要書類等も持ち出していますので、期間中に申告相談される方はお住まいの地区の会場にお越しくください。

① 町・道民税の申告について

年金所得者等の方で、所得税及び復興特別所得税の納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除等の適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

② 扶養控除について

扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしていることが要件となります。同一世帯でない場合は、世帯の状況や仕送り状況を確認します。

③ 障害者控除について

障害者手帳等の交付を受けている場合は、手帳や障害の程度等の分かるものが必要です。

④ 国民年金、国民年金基金、社会保険料の控除を受ける場合

日本年金機構発行の証明書、国民健康保険税等の支払額の分かるものが必要です。

⑤ 事業所得のある場合

事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、日程を調整し別途案内をしますので、備付帳簿等を持参のうえ申告をお願いします。

⑥ 所得証明書等について

公営住宅の入居申込みや保育所の入所申込み等に所得証明書等が必要となる場合がありますが、申告をしなければ発行できません。確定申告書に税務署の受付印が押されたものが必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り持参してください。

⑦ 国民健康保険税の軽減措置について

国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減制度は、申告がない場合には受けられません。また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や、国民年金の免除申請ができないなどの不利益があります。

⑧ 確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後、税務署において所得税納税証明書等を交付請求された場合、申告書の処理状況によっては即日交付できない場合があります。早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書の提出と同時に納税証明書の交付請求をされるようお願いいたします。

なお、確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な証明書類として利用できます。

○ 公的年金等を受給されているみなさまへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出する事ができます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町道民税の申告が必要な場合がありますので、役場税務課におたずねください。

○ 給与支払報告書の提出について

平成27年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は平成27年2月2日となっておりますが、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「e L T A X (エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

○ 青色申告の方・譲渡所得（株式・土地・家屋）のある方

青色申告の方および譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方、その他特殊な申告につきましては、直接、下記の申告会場にて受付いただくか、苫小牧税務署へ申告書を提出してください。

申告会場：苫小牧市労働福祉センター2階ホール（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

<お問い合わせ先>

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001

苫小牧税務署

電話 0144-32-3165